

景観法第 92 条の規定に基づく景観整備機構の指定に関する事務処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 92 条の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 法第 92 条第 1 項の規定により機構の指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、景観整備機構指定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び組織における事務分担の状況を記載した書面
- (5) 次に掲げる法人の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ア 一般社団法人及び一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 123 条第 2 項（同法第 199 条において準用する場合を含む。）に定める前事業年度の計算書類及び事業報告
 - イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 28 条に定める前事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し、知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第 3 条 知事は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申請法人を機構として指定するものとする。

- (1) 機構の業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的基礎、専門的能力及び体制等を備えていること。
- (2) 関係法令の規定に基づき適切に事業を行っていること。

2 知事は、前項の規定に基づき機構として指定したときは、景観整備機構指定書（様式第 2 号）により、その旨を当該指定に係る申請法人に通知するものとする。

(改善命令)

第 4 条 知事は、法第 95 条第 2 項の規定により機構に対し業務の運営の改善を命ずるときは、業務運営改善命令書（様式第 3 号）により当該機構に通知するものとする。

(指定の取消し)

第 5 条 知事は、法第 95 条第 3 項の規定により機構の指定を取り消すときは、景観整備機構指定取消通知書（様式第 4 号）により当該機構に通知するものとする。

(名称等の変更の届出)

第6条 機構は、法第92条第3項の規定により機構の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出をしようとするときは、名称等変更届出書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(事業報告等)

第7条 機構は、毎事業年度の開始前に、事業計画書及び収支予算書を知事に提出するものとする。

2 機構は、毎事業年度の事業終了後、速やかに、第2条第5号に掲げる書面を知事に提出するものとする。

3 機構は、景観整備機構指定申請書に記載した事項のうち、指定後の予定業務として記載した事項に変更があったときは、速やかに、業務内容変更届出書(様式第6号)に必要な事項を記載し、知事に提出するものとする。

(公示)

第8条 法第92条第2項及び第4項並びに第95条第4項の規定による公示は、岩手県報に登載して行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月2日から施行する。

景観整備機構指定申請書

	年 月 日
岩手県知事 様	住所
	名称
	代表者氏名 印
<p>景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第92条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて以下のとおり申請します。</p>	

法人の種別	<input type="checkbox"/> 一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人																		
活動の方針																			
活動の区域																			
指定後の 予定業務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">景観法第93条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第1号</td> <td style="padding: 5px;">良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第2号</td> <td style="padding: 5px;">管理協定に基づき景観重要建造物の管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第2号</td> <td style="padding: 5px;">管理協定に基づき景観重要樹木の管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第3号</td> <td style="padding: 5px;">景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第4号</td> <td style="padding: 5px;">前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第5号</td> <td style="padding: 5px;">景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第6号</td> <td style="padding: 5px;">良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 第7号</td> <td style="padding: 5px;">前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	景観法第93条		<input type="checkbox"/> 第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。	<input type="checkbox"/> 第2号	管理協定に基づき景観重要建造物の管理を行うこと。	<input type="checkbox"/> 第2号	管理協定に基づき景観重要樹木の管理を行うこと。	<input type="checkbox"/> 第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。	<input type="checkbox"/> 第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。	<input type="checkbox"/> 第5号	景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。	<input type="checkbox"/> 第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。	<input type="checkbox"/> 第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。
景観法第93条																			
<input type="checkbox"/> 第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。																		
<input type="checkbox"/> 第2号	管理協定に基づき景観重要建造物の管理を行うこと。																		
<input type="checkbox"/> 第2号	管理協定に基づき景観重要樹木の管理を行うこと。																		
<input type="checkbox"/> 第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。																		
<input type="checkbox"/> 第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。																		
<input type="checkbox"/> 第5号	景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。																		
<input type="checkbox"/> 第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。																		
<input type="checkbox"/> 第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。																		

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

景観整備機構指定書

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 印

年 月 日付けで申請のあった景観整備機構の指定については、景観法第92条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定します。

なお、業務を行うに当たっては、景観法等の関係法令を遵守し、下記の業務を適正かつ確実に遂行されるようお願いします。

記

- 1 指定番号：岩手県景観整備機構第 号
- 2 機構の名称：
- 3 機構の住所：
- 4 業務内容：

業務運営改善命令書

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 印

景観法第95条第2項の規定に基づき、下記のとおり景観整備機構の業務の運営について、改善を命じます。

記

（備考）

- 付記1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観整備機構指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 印

年 月 日付け 第 号で景観整備機構に指定しましたが、景観法第95条第3項の規定に基づき、下記のとおり景観整備機構の指定を取り消します。

記

1 取消年月日

2 取消理由

（備考）

付記1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

名称等変更届出書

年 月 日	
岩手県知事 様	
住所	
名称	
代表者氏名 印	
景観法第92条第3項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。	
指定年月日・指定番号	年 月 日 岩手県景観整備機構第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

業務内容変更届出書

年 月 日	
岩手県知事 様	
住所	
名称	
代表者氏名	
印	
年 月 日付け 第 号で景観整備機構の指定を受けましたが、業務の内容を変更したので、以下のとおり届け出ます。	
指定年月日・指定番号	年 月 日 岩手県景観整備機構第 号
変更年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	